

農業振興地域整備基本方針の見直しについて

1. 基本方針見直しの趣旨

(1) 基本方針について

- 「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、国においては「農用地等の確保等に関する基本指針」を、都道府県においては同法および同基本指針に基づき、「農業振興地域整備基本方針」を定める旨規定（法定計画）
- 基本方針は、農林水産大臣の同意を得て、「確保すべき農用地等の面積の目標およびその他の農用地等の確保に関する事項」等農業振興地域制度の適切な運用を図るため、各都道府県における基本的な考え方を定めることとされている。
- 市町は、基本方針も踏まえ、農業振興地域整備計画を策定し、農用地区域の設定・変更を行うこととされている。

(2) 見直しの趣旨について

- 国においては、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めた「食料・農業・農村基本計画」の改定（平成 27 年 3 月閣議決定）を受け、同年 12 月に基本指針を変更

<国の見直しの内容>

①国の確保すべき目標面積の変更

(従前)	H21: 407 万 ha → H32: 415 万 ha (+8 万 ha)	
(変更後)	H26: 405 万 ha → H37: 403 万 ha (△2 万 ha)	0.5%減

②計画期間

(従前)	平成 23 年～32 年(10 年間)	(変更後)	平成 28 年～37 年(10 年間)
------	---------------------	-------	---------------------

③国の「農業政策の変更」に伴う変更

- ・ 前回指針の「食料の安定的な供給」から「効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立」への目的の変更
- ・ 戸別所得補償制度の廃止に伴い削除
- ・ 農地の集積・集約等に関し農地中間管理機構の考え方を記載 等

- 県においては、国の基本指針の変更を踏まえ、基本方針の見直しを実施するもの

2. 見直しの主な内容

①確保すべき農用地の目標面積の変更（詳細は裏面のとおりに）

(現行)	H21: 50,790ha → H32: 50,950ha (+160ha)	
(変更案)	H26: 50,532ha → H37: 49,747ha (△785ha)	1.6%減

②計画期間

(現行)	平成 23 年～32 年(10 年間)	(変更案)	平成 28 年～37 年(10 年間)
------	---------------------	-------	---------------------

③その他

- ・ 国の基本指針の見直しにおいて示された考え方等の明記
- ・ その他現状に基づく時点修正

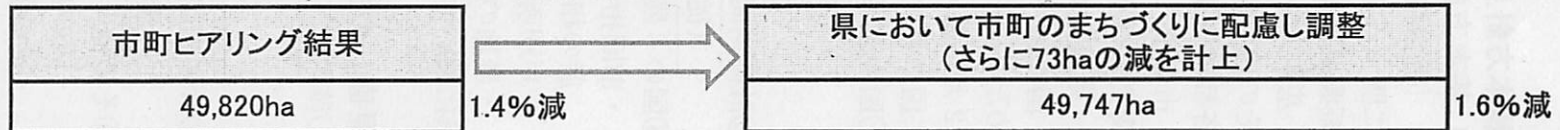
3. スケジュール

- ・ 2 月～4 月 面積目標に係る市町ヒアリング・協議
- ・ 6 月下旬～7 月上旬 市町等と原案協議
- ・ 7 月下旬～ 国との法定協議
- ・ 8 月 農林水産大臣の同意・公表

農用地区域内農地(耕地)面積の見込み(滋賀県) 新旧対照表

現行				変更後(案)			
平成32年の農用地区域内の農地面積				平成37年の農用地区域内の農地面積			
単位:ha				単位:ha			
平成21年現在の農用地区域内の農地面積		50,790		平成26年現在の農用地区域内の農地面積		50,532	
すう勢による減少見込み		施策効果による増加見込み		すう勢による減少見込み		施策効果	
農用地区域からの農地の除外等	△ 814	農用地区域への編入促進等	974	農用地区域からの除外	△ 1,078	農用地区域への編入促進	335
耕作放棄地の発生		荒廃した耕作放棄地の再生		荒廃農地の発生抑制		荒廃農地の再生	
↓				↓			
平成32年時点で確保される農用地区域内の農地面積の目標		50,950		その他県において独自に考慮すべき事由(市町の計画に基づく除外等)		△ 42	
(+160)				平成37年時点で確保される農用地区域内の農地面積の目標			
				49,747			
				(-785)			
				1.6%減			

・市町に対するヒアリング等を実施し、市町の意見(地域の実情等)も反映した上で算定



(国の考え方)

・目標設定時には確定していなかった開発計画(市町のまちづくり等必要なもの)により、結果として目標とのかい離が生じた場合はやむを得ない。また、この目標値は、市町を拘束するものではない。